

環境省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 改正内容

一 地球環境局、水・大気環境局及び自然環境局の所掌事務を変更すること。（第五条、第六条及び第七
条関係）

二 地球環境局に国際連携課を設置するとともに、環境保全対策課を廃止すること。（第二十六条及び第

二十九条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、平成二十二年十月一日から施行すること。